

高機能自閉症者「春男」に拠る

「障害基礎年金」給付申請に対する

審査決定書・謄本

の

写 本

交通費を含めても月に10万円を超える程度の収入しか無い所に、とある社会福祉法人の勧めも手伝って「障害年金」支給の申請を提出した、高機能自閉症者「春男」。

其の「春男」から「是を「遅い発達障害」に係る現実の一例として、インターネットを通して、どうか^あ在りの儘^{まま}に知らせて欲しい」との要請と委託を受け、^こ此^こ処^あに敢えて公開する此の書面は、個人を特定し得る箇所（固有名詞〔氏名・団体（法人一但し国家機関を除く一等）名及び地名〕・個人別番号・金銭の詳細並びに年月日中の「日」の部分〔近年の事項については「月」の部分も〕）を修正した（何れも丸ゴシック体で表示）^{すべ}以外は全て、事実の記録を殆ど其の儘^{まま}、写したものである（但し、読者の理解を助ける意味で若干、謄本の平仮名部分を漢字に置き換え（各節の序盤に記されている当該箇所には振り仮名を添付）、亦、必要に応じて西暦を括弧付で併記。何れも丸ゴシック体で表示）。

写本作成者：佳 羅 電 役

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

問い合わせ先… safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp

決 定 書

審査請求人 [住 所] 「春 男」

原処分をした保険者の機関 [住 所] 厚生労働大臣

被保険者 [住 所] 「春 男」

昭和38年(1963)3月[某]日生
[保険者番号]

主 文

この審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下、「請求人」と云^いう）の審査請求の趣旨は、国民年金法（以下、「国民法」と云^いう）に拠^よる障害基礎年金の支給を求めると云^いう事である。

第2 審査請求の経過

- 1 請求人は、自閉症（以下、「当該傷病」と云^いう）に因^より、障害の状態に在^あるとして、平成24年(2012)〔年明け前の冬〕（日本年金機構〔所轄地〕年金事務所受付）、厚生労働大臣（以下、「保険者」と云^いう）に対し、障害基礎年金の裁定の請求をした。
- 2 保険者は、平成24年〔年明け前の冬〕付けで、請求人に対し、「国民年金法第16条及び国民年金法施行規則第31条第2項第6号に拠^よる初診日の確認が不能である^{ため}。障害基礎年金を受給する為には、傷病の初診日が国民年金の被保険者であった間である事が要件の一つですが、現在提出されている書類では、当該請求に係^{かか}る傷病（自閉症）の初診日が確認出来^でません」として、障害基礎年金の請求を却下する旨の処分（以下、「原処分」と云^いう）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、平成25年〔年明け後の冬〕（受理）、要旨、次の理由を述べて、当審査官に対し、審査請求をした。

審査請求の趣旨及び理由

請求の際、書類に不備在り（初診日に関する第三者の申立書（1枚のみ））

第3 問題点

- 1 国年法第30条第1項には、障害基礎年金は、疾病に罹^{かか}り、又は負傷し、且つ、其の疾病又は負傷及び是等^{これら}に起因する疾病（以下「傷病」と云う）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」と云う）に於いて被保険者であった者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（其の期間内に其の疾病が治った場合に於いては、其の治った日（其の症状が固定し治療の効果が期待出来ない状態に至った日を含む）とし、以下「障害認定日」と云う）に於いて、其の傷病に因^より次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に在^ある時^{とき}に、其の者に支給する旨が規定されている。
- 2 そして、保険料納付要件は、当該傷病に係る初診日の前日に於いて、当該初診日の属する月の前々月迄に被保険者期間が在り、且つ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たす事^{こと}とされ、特例として、国年法附則（昭60（1985））第20条第1項には、初診日が平成28年（? = 2016）4月1日前に在る傷病に因る障害について、当該初診日の前日に於いて、当該初診日の属する月の前々月迄の1年間の内に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間が無い場合も支給される旨が規定されている。
- 3 国年法第30条第2項には、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める旨が規定されている。
- 4 国年法第30条の4第1項には、疾病に罹り、又は負傷し、其の初診日に於いて20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達した時は20歳に達した日に於いて、障害認定日が20歳に達した日後である時は其の障害認定日に於いて、障害等級に該当する程度の障害の状態に在る時は、其の者に障害基礎年金を支給する旨が規定されている。
- 5 亦^{また}、国年法第30条の4第2項には、疾病に罹り、又は負傷し、其の初診日に於いて20歳未満であった者（同日に於いて被保険者で無かった者に限る）が、障害認定日以後に20歳に達した時は20歳に達した日後に於いて、障害認定日が20歳に達した日後である時は其の障害認定日後に於いて、其の傷病に因り、65歳に達する日の前日迄の間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至った時は、其の者は、其の期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求する事が出来る旨が規定されている。
- 6 国年法施行規則第31条第2項第6号には、障害基礎年金の裁定の請求は、障害基礎年金裁定請求書に、障害の原因と成った疾病又は負傷に係る初診日（疾病又は負傷が昭和61年（1986）4月1日前に発したものである時は、当該疾病又は負傷が発した日を含む）を明らかにする事が出来る書類を添えなければ成らない旨が規定されている。

- 7 本件の場合、請求人は原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、当該疾病の初診日は何時かであり、其の初診日が確認された場合、上記1から5の規定に照らして、請求人に対し、障害基礎年金を支給する事を認める事が出来るかどうかと云う事である。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次の通りである。

- 資料1 裁定請求書に添付された、請求人作成の〔甲〕病院に係る「受診状況等証明書が添付出来ない理由書」（平成24年〔某〕月〔某〕日付）の写
- 資料2 裁定請求書に添付された、請求人の小学校時代の家庭教師であった〔A〕作成の「初診日に関する第三者の申立書」と題する書類（平成24年〔某〕月〔某〕日付）の写
- 資料3 裁定請求書に添付された、〔乙診療所（住所）〕精神科〔B〕医師（以下〔B〕医師と云う）作成の診断書（平成24年〔某〕月〔某〕日付）の写
- 資料4 日本年金機構〔所轄地〕事務センター長の照会に対する、〔B〕医師作成の回答書（平成24年〔某〕月〔某〕日付）の写
- 資料5 裁定請求書に添付された、請求人作成（〔C〕（相談員）代筆）の病歴状況申立書（平成24年〔某〕月〔某〕日付）の写
- 資料6 日本年金機構〔所轄地〕年金事務所が作成（出力）した請求人に係る「基礎年番基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答票（資格画面）」及び「基礎年番被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）」（平成24年〔某〕月〔某〕日出力）の写
- 資料7 審査請求書に添付された、請求人の小学校時代の担任であった〔D〕作成の「初診日に関する第三者の申立書」と題する書類（平成25年〔某〕月〔某〕日付）
- 資料8 当審査官の照会に対する、〔B〕医師作成の回答書（平成25年〔某〕月〔某〕日付）

第5 事実の認定及び判断

- 1 前記審査資料に拠り、次の事実が認められる。
- (1) 裁定請求書に添付された、請求人作成の〔甲〕病院に係る「受診状況等証明書が添付出来ない理由書」の内容を摘記すると、次の通りである。（資料1）
- ア 傷病名：自閉症
- イ 医療機関名：〔甲〕病院
- ウ 医療機関の所在地：記載無し
- エ 受診期間：昭和41年〔某〕月〔某〕日～昭和48年〔某〕月〔某〕日
- オ 受診状況等証明書が添付出来ない理由：上記医療機関にカルテ等の診療録が残っていないため

カ 確認年月日：平成23年〔某〕月〔某〕日

キ 確認方法：電話照会

ク 受診状況等が確認出来る参考資料（写）の添付：記載^な無し

- (2) 裁定請求書に添付された、請求人の小学校時代の家庭教師であった〔A〕作成の「初診日に関する第三者の申立書」と題する書類の内容を摘記すると、次の通り^{とお}である。（資料2）

初診日に関する第三者の申立書

障害基礎年金請求者「春男」の傷病名（高機能自閉症）の初診日については、次の通り申し立てます。

私が「春男」と関わったのは、〔丙〕大学（〔住所〕）の教育専攻科に在籍していた1970年（昭和45年）からの2年間で彼は小学校3、4年生だったと思います。私が教育心理学を学んでいた関係で〔丙〕大学の情緒障害児のプレイセラピーを見学に行き、^{そこ}其処に治療の^{ため}為通っていた「春男」と知り合い、家庭教師を頼まれました。週2回程彼の勉強を見たり、一緒に遊んだりしました。その当時は「情緒障害児」と言われ確かに健常児との違いは、はっきり確認出来ました。記憶力抜群で細かい数字まで良く記憶していましたが言葉遣いや表現が堅く、子供らしくなくコミュニケーションが劣ると感じました。成長してからも時々電話が有りましたが、特徴的な話し方は変わらず、社会に出ても苦勞しているように伺えました。

平成24年〔某〕月〔某〕日

〈申立者〉

住 所 〔 某 所 〕

氏 名 〔A〕

（請求者との関係：小学校時代の家庭教師）

- (3) 裁定請求書に添付された、〔B〕医師作成の診断書の内容を摘記すると、次の通りである。（資料3）

ア 障害の原因と成った傷病名：自閉症（〔「コード」〕）

イ 傷病の発生年月日：昭和38年3月〔某〕日（本人の申立て：平成24年〔年明け後の冬〕）

ウ 上記アの為初めて医師の診察を受けた日：昭和41年頃（本人の申立て：平成24年〔年明け後の冬〕）

エ 既存障害：記載^な無し

オ 既往症：記載無し

カ 傷病が治った（症状が固定した状態を含む）かどうか。：症状の良くなる見込^よ…無

キ 発病から現在迄の病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他

参考と成る事項（陳述者の氏名：「春男」、請求人との続柄：本人、聴取年月日：平成24年〔年明け後の冬〕）：幼少時は、同年齢の子供達と遊ぶ事が少なく集団の苦手が在った。就学前の発達検査で知的には正常範囲だった為、普通クラスに入学した。小中学校では苛めを受けた事も在った。高校でも苛めの為に不登校気味ではあったが卒業後専門学校に進み、卒業した。就職はなかなか出来ず、父の知人の印刷会社に勤めた。しかし、平成18年に会社が倒産し、障害者職業センターを経て、現職に就いている。

ク 診断書作成医療機関に於ける初診時所見（初診年月日：平成17年〔春〕）：

丁寧な言葉使いではあるが、一方的に自分の意見、意思を伝える事が多くなる。自分の状況を把握している様ではあるが、コミュニケーションの弱さが在り、対人交流は難しい。

ケ これまでの発育・養育歴等（出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴を出来るだけ詳しく）

(ア) 発育・養育歴：精神発達遅滞 対人関係の弱さ

(イ) 教育歴：小学校（普通学級）、中学校（普通学級）、高校（普通学級）、その他（高等職業訓練校）

(ウ) 職歴：〔T〕 障害者職業センター 〔U〕

(エ) 治療歴

医療機関名	治療期間	入院・外来	病 名	主な療法	転 帰
〔甲（病院）〕	S 40年～S 48年	外来	対人の弱さ、言葉の遅れ	療育指導	
〔乙（診療所）〕	H17年～	外来	自閉症	（同上）	

コ 障害の状態（平成24年1月〔某〕日現在）

(ア) 現在の病状又は状態像

a 前回診断書の記載時との比較：変化無し

b 知能障害等：遂行機能障害

c 発達障害関連症状：相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、その他（処理速度遅い）

(イ) 上記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載して下さい。：

○他者の立場に成って考える事は難しく、マイペースに成る。○融通が利かなく、集団行動が難しい。○決められた単純作業は出来るが、速度が遅い為職場での注意を受ける。ジョブコーチが職場と本人との間に入っている(1)。○WAIS-R F IQ111 V IQ116 P IQ100、下位検査 知識・算数 絵画配列15 絵画完成9 類似9 符号3とバラツキが在る(2)。○注意を受けると「自分は駄目なんだ」と叫ぶ、自己肯定感が低い。○ストレートに自己表現出来ず、周囲が対応に苦慮する。

(ウ) 日常生活状況

a 家庭及び社会生活についての具体的な状況

(a) 現在の生活環境：在宅（同居者の有無：有）

(b) 全般的状況（家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入）：父が平成23年に亡くなり母と2人暮らし、対人関係は自らは結ぶ事は難しい。

b 日常生活能力の判定（判断に当たっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断して下さい。）

(a) 適切な食事－配膳などの準備も含めて適当量をバランス良く摂る事がほぼ出来るなど。：自発的且つ適正に行う事は出来ないが助言や指導があれば出来る

(b) 身の清潔保持－洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等が出来る。また、自室の清掃や片付けが出来る等。：自発的且つ適正に行う事は出来ないが助言や指導があれば出来る

(c) 金銭管理と買い物－金銭を独力で適切に管理し、遣り繰りがほぼ出来る。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼ出来る等。：助言や指導があれば出来る

(d) 通院と服薬（不要）－規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝える事が出来る等：概ね出来るが時には助言や指導を必要とする

(e) 他人との意思伝達及び対人関係－他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行える等。：助言や指導があれば出来る

(f) 身の安全保持及び危機対応－事故等の危険から身を守る能力が在る、通常と異なる事態と成った時に他人に援助を求める等を含めて、適性に対応する事が出来る等。：助言や指導があれば出来る

(g) 社会性－銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行える等。：助言や指導があれば出来る

c 日常生活能力の程度（※日常生活能力の程度を記載する際には、状況を最も適切に記載出来る（精神障害）又は（知的障害）のどちらかを使用して下さい。）：

（精神障害）(4) 精神障害を認め、日常生活における身の回りの事も、多くの援助が必要である。（例えば、著しく適性を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、在っても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理が出来ない場合等）、（知的障害）(4) 知的障害を認め、日常生活における身の回りの事も、多くの援助が必要である。（例えば、簡単な文字や数字は理解出来、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化している事であれば言葉での指示を理解し、身近生活についても部分的に出来る程度）

(エ) 現在の就労状況

- a 勤務先：一般企業
- b 雇用体系：障害者雇用
- c 勤続年数：3年
- d 仕事の頻度：週に5日、1日5時間
- e 一月の給与：[数]万円程度、時給[一]円
- f 仕事の内容：伝票整理
- g 職場での援助の状況や意思疎通の状況：障害者施設で4×/月位パートで働いている 他者への暴言(3)等コミュニケーションは執りにくい。
- (オ) 身体所見（神経学的な所見を含む。）：特記すべき事無し
- (カ) 臨床検査（心理テスト（知的障害の場合には、知能指数、精神年齢）を含む。）：WAIS-R 111（VIQ116PIQ100 下位検査バラツキあり。）(2)
- (キ) 福祉サービスの利用状況（障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等）：無し
- サ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力：日常生活については、マイペースな生活が崩れなければ、ある程度生活出来る。支援は必要である。手続き上の事も一人で難しい。労働能力においては、単純作業の繰り返しは出来るが融通が利かなく時間も掛かる。
- シ 予後：不良
- ス 備考：記載無し
- (4) 日本年金機構[所轄地]事務センター長の照会に対する、[B]医師作成の回答書の内容を摘記すると、次の通りである。（資料4）
 - ア 「春男」様は平成17年[某]月[某]日に貴院初診されたとの事ですが、「春男」様はどのような理由に拠り貴院に受診されたのでしょうか。もし具体的な経緯・理由等を御存知でございましたら、御教示をお願い致します。また、「春男」様は現在も貴院へ通院されていて、治療を受けていらっしゃるのでしょうか。そちらも合わせて御教示をお願い致します。：○平成17年1月に[T]が倒産に因り失職してしまい(4)、就職活動を行っていましたが、スピードが遅かったり、他者とのコミュニケーションが執れず、困り受診されました。○現在は、定期的に通院され家庭・職場での困り感を話され、アドバイス等を行っております（カウンセリング）。
 - イ 意見欄（その他参考と成る御意見がございましたら、御教示をお願い致します。）：平成17年以前には医療機関受診は、定期的には行っていないとの事でした。
- (5) 裁定請求書に添付された、請求人作成（[C]（相談員）代筆）の病歴状況申立書（国民年金用）の内容を摘記すると、次の通りである。（資料5）
 - （病歴関係）
 - ア 傷病名：自閉症
 - イ 発病した時の状態と発病から初診迄の間の状態

- (ア) 発病日：昭和38年3月〔某〕日
- (イ) 初診日：昭和41年4月〔某〕日
- (ウ) 発病した時の状態：2人同胞の一番目として出生。分娩時に異常は無^なかった。
生下時体重は3600g。
- (エ) 発病から初診迄の状態：始語は1歳過ぎで、言葉の増えは遅かった。こだわりが強く、テレビコマーシャルに執着したり、他者とのコミュニケーションが苦手^いで、友達も居^いなかった。
- (オ) 検診等で指摘された事^{こと}は有^ありますか。：記載無^なし
- (カ) その時の結果票の有無：記載無^なし
- ウ 治療の経過（初診日から現在迄の経過を年月順に期間を空^あけないで記入。）
- (ア) 期間：昭和41年4月〔某〕日から昭和48年3月〔某〕日迄
- a 初診時の医療機関名称：〔甲〕病院
- b 初診時の医療機関所在地：記載無^なし
- c 上記の期間の状態：幼少時から集団行動が苦手^いで一人遊びが多く、友達も居^いなかった。集中力も無く常に不安で落ち着きが無^なかった為病院を受診。「自閉症」と診断される。感覚過敏も在り、新しい事に挑戦するのが苦手だった。
- (イ) 期間：昭和48年4月頃から昭和56年3月頃迄
- a 受診の有無：無
- b 上記の期間の状態：他者とのコミュニケーションが執^とれず、学校生活を通していじめに遭^あい続けた。高校入学後は、ほぼ毎日の様^{よう}にいじめられて、度々不登校^なに成^なった。暴力を受ける事^{こと}も在^あり、パニック^{（癇癇）}に成^なって教室を飛び出す事も在^あった。
- (ウ) 期間：昭和56年4月頃から平成17年〔某〕月頃迄
- a 受診の有無：無
- b 上記の期間の状態：〔当地〕高等職業訓練校の製版印刷科に入校。手先が不器用で作業ス^{（速度）}ピードが遅く、他者から からかいの対象と成^なった。昭和57年、〔Ｔ〕に入社し、〔印刷関係〕の仕事に就くも、作業の課程で度々パニックを起こした。
- (エ) 期間：平成17年〔某〕月〔某〕日から現在迄
- a 受診の有無：有
- b 医療機関名：〔乙診療所〕
- c 上記の期間の状態：日常生活に不安を抱き、通院を始める。平成18年に〔Ｔ印刷〕が事実上倒産し、離職。相談支援事業所に相談し、障害枠でパート採用されるも、作業ス^{（速度）}ピードが遅く、他者への暴言も有^あり(3)、コミュニケーションも執^とれないため、一定水準の収入を得る事は困難。療育手帳を申請中である。
- （就労・日常生活状況等）
- エ 現在（請求日）の状態を記入して下^{くだ}さい。

(ア) 就労している場合

- a 職種等：〔内勤・構内労務〕
- b 通勤方法：〔鉄道〕
- c 通勤時間：〔―〕分
- d 出勤の状況（日数）：請求日の前月20日、請求日の前々月20日
- e 仕事の具体的内容：郵便物⁽⁵⁾の伝票を機械を通して読み取る作業。
- f 仕事中や仕事が終わった時の身体の様子：気持ちの落ち込み^あが在る。

(イ) 日常生活についてどの程度の制限がありますか。

- a 着替え：自発的に^{でき}出来る
- b 洗面：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- c トイレ：自発的に出来る
- d 入浴：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- e 食事：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- f 散歩：自発的に出来る
- g 炊事：自発的に出来るが援助が必要
- h 洗濯：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- i 掃除：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- j 買物：自発的に出来るが援助が必要⁽⁶⁾
- k 介護やヘルパーの支援を受けていますか：いない

(ウ) 補助具を使用していますか。：使用していない

(エ) その他日常生活で不便に感じる事^{こと}：他者とのコミュニケーションが執りにくく、職場で思い通りに行かない時に「自分は駄目^{だめ}だ」等^{など}とパニックを起こす事^{こと}が在る。
手先が不器用で決められた^(与えられる一定量)ノルマの仕事をやり^と遂げる事が難しいため、ジョブコーチが必要⁽¹⁾。金銭管理においても助言を要する。

〔「オ」は記載されていない〕

カ 身体障害者手帳等の交付年月日及び等級：療育手帳の交付申請中

- (6) 日本年金機構〔所轄地〕年金事務所が作成（出力）した請求人に係る「基礎年番 基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答票（資格画面）」及び「基礎年番 被保険者記録照会（資格・納付³Ⅲ）」の内容を摘記すると、次の通りである。（資料6）

ア 基礎年番 基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答票（資格画面）

項番	基礎年金番号	市区町村名／整理番号	取得年月日	喪失年月日
01	厚〔―〕	〔―〕	昭-57.04〔―〕	平-18.〔―〕〔―〕
02	国	〔―〕	平-18.〔―〕〔―〕	

イ 基礎年番 被保険者記録照会（資格・納付³Ⅲ）

(ア) 基礎年金番号：〔―〕

(イ) 資格記録

a 取得：平18. [一]. [一]

b 喪失：記載無し

(ウ) 納付記録Ⅲ

(略) (7)

- (7) 審査請求書に添付された、請求人の小学校時代の担任であった〔D〕作成の「初診日に関する第三者の申立書」と題する書類の内容を摘記すると、次の通りである。(資料7)

初診日に関する第三者の申立書

障害基礎年金請求者「春男」の傷病名（高機能自閉症）の初診日については、次の通り申し立てます。

私は「春男」さんが小学校一年生（昭和44年）から四年生（昭和47年）迄学級担任をしていた者です。入学してきた「春男」さんは、既に「自閉症」と診断され、〔甲〕病院へ通院しているという事でした。彼は小柄な体格でしたが、遊びや学習作業等で他の児童の様に行動する事が出来ず、パニック状態と成って大声を出したり、私と接触している事で落ち着きを取り戻そうとする事が多く有りました。友達と楽しく遊ぶ姿は見られませんでした。又、一人の世界に入り込んで、乗用車の運転席の前部分の詳細な絵を、毎日飽きる事無く、何枚も何枚も描いていました。それは見事な絵で、校内の教師仲間でも評判だったものです。通常2箇年でクラス編制替をするのですが、二年生終了時、彼の安定のために、私は彼だけを伴って編制された新三・四年のクラス担任に成りました。成人した頃、我が家を訪ねてきてくれた事が在りましたが、その時「中学・高校時代は地獄だった」と語ってくれました。生真面目さ・几帳面さは相変わらずでした。

平成25年〔某〕月〔某〕日

〈申立者〉

住 所 〔 某 所 〕

氏 名 〔D〕

（請求者との関係：小学校時代担任）

- (8) 当審査官の照会に対する、〔B〕医師作成の回答書の内容を摘記すると、次の通りである。(資料8)

ア 照会事項1：請求人は、障害年金請求日（平成24年2月〔某〕日）に於ける日常生活の制限の程度を下記の通り申し立てておられます。つきましては、上記(3)の診断書の平成24年1月〔某〕日現症時に於けるコ・(ウ)・b「日常生活能力の判定」、コ・(ウ)・c「日常生活能力の程度」について、再度御教示願います。

請求人の申立

着替え、トイレ、散歩…自発的に出来る

洗面、入浴、食事、炊事、洗濯、掃除、買物…自発的に出来るが援助が必要(6)

イ 回答 1

(ア) 日常生活能力の判定

- a 適切な食事：自発的に出来るが時には助言や指導を必要とする（自分の好きな物しか食べない）
- b 身の清潔保持：自発的且つ適正に行う事は出来ないが助言や指導があれば出来る（同じ服を着てしまう。暑さ・寒さに合った服装が難しい）(6)
- c 金銭管理と買い物：助言や指導があれば出来る（助言が必要である）
- d 通院と服薬（不要）：概ね出来るが時には助言や指導を必要とする（現在、服用していないが服用すると「概ね出来るが時には助言や指導を必要とする」に成る）(6)
- e 他人との意思伝達及び対人関係：助言や指導があれば出来る（一方的な関わりで、他者との連携が難しい）
- f 身の安全保持及び危機対応：助言や指導があれば出来る（通常と違う事に戸惑う）
- g 社会性：助言や指導があれば出来る（手続きには、他者の手助けが必要である（相談員が関わっている））

(イ) 日常生活能力の程度：精神障害・知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活は出来るが、時に応じて援助が必要である。（自閉症：コミュニケーション能力が低い、知的障害：バラツキが有り、日常生活にも介助が必要である）

ウ 照会事項 2：上記(3)の診断書のサ「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」欄に「日常生活については、マイペースな生活が崩れなければ、ある程度生活出来る。支援は必要である」と記載されておりますが、ある程度の生活は、その多くが支援に拠って成立する状態でしょうか。

エ 回答 2：現在、福祉就労しているが、同じ事の繰り返し（伝票整理）は出来るが速度が遅い、又、融通が利かないため、その事しか出来ない。又、突発的な出来事、指示に従う事は難しく、怒り出したりパニック状態と成ってしまう。

オ 照会事項 3：その他、請求人の障害の状態で参考と成る御意見が在れば御教示願います。

カ 回答 3：幼少時から支援が必要でしたが、御両親の障害受容が出来ず、又本人も支援無しで生活してきましたが、生活全般支援が必要です。父親も亡くなり、母も病気がちで今後の生活にも不安で自活は難しいと考えます。

2 以上認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 障害基礎年金の具体的な認定に当たっては、障害認定の公平を期し、事務の円滑な運営を図るため、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下、「認定基準」と云う。）に拠り取り扱う事とされており、この認定基準の第 1・一般的事項に拠ると「初診日」とは、障害の原因と成った傷病について初めて医師又は歯科医師の診断を受け

た日を云い、具体的には次のような場合が初診日とされる。

ア 初めて診療を受けた日(治療行為又は療養に関する指示が^あった日)が初診日^なと成る。

イ 同一傷病で転医が有った場合は、一番初めに医師などの診療を受けた日が初診日と成る。

ウ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、健康診断日が初診日と成る。

エ 障害の原因と成った傷病の前に、相当因果関係が有ると認められる傷病が有る^{とき}時は、最初の傷病の初診日が初診日と成る。

(2) また、この認定基準の第1章第8節／精神の障害に拠れば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等に拠り、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの」を1級に、「日常生活が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加える事を必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加える事を必要とする程度の障害を有するもの」を3級に認定する事としており、その認定基準は次の通りである。

(3) 精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」(以下、「^{せううつ}病」と云う。)、「症状性を含む器質性精神障害」、「^{てんかん}」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。

また、症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、^{まう}想、幻覚等の在るものについては、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」に準じて取り扱う。

(4) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するものを云う。

(5) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害に拠り対人関係や意思疎通を円滑に行う事が^{でき}ないために日常生活に著しい制限を受ける事に着目して認定を行う。また、発達障害と ^なその他認定対象と成る精神疾患が併存している^{とき}時は、併合(加重)認定の取扱い^は行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(6) 発達障害は、通常低年齢で発症する疾患であるが、知的障害を伴わない者が発達障害の症状に拠り、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。

(7) 発達障害の障害の状態が、各等級に相当すると認められるものを一部、例示すると次の^{とお}通りである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	発達障害が在り、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、且つ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害が在り、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、且つ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応に当たって援助が必要なもの
3 級	発達障害が在り、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、且つ、社会行動に問題が見られるため、労働が著しい制限を受けるもの

- (8) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度に^よって判断するよう努める。また、就労支援施設や小規模作業所^{など}等に参加する者に限らず、雇用契約に^あて一般就労をしている者であっても、援助や配慮の下で労働に従事している。

従って、労働に従事している事を以て、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮すると共に、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を充分、確認した上で日常生活能力を判断する事とされている。

- (9) そこで、まず、請求人の当該傷病の初診日について検討し、判断する。

前記第3-6で示した^{とお}通り、障害基礎年金の裁定請求に^あ当たっては、障害の原因と^なった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにする事が出来る書類を添えなければ^な成らない事とされており、この認定基準の第2 障害認定に当たっての基本的事項の3「認定の方法」では、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けと成る資料を収集する事とされている。

初診日の認定は、国年法が、発病又は受傷の日では^な無く、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準と成る日と定めている趣旨から言って、直接これに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに^よ準ずる^{よう}様な証明力の高い資料（以下、「認定適格資料」と^いう。）に^よ拠ってしなければ成らないと解するのが相当であり、前記第4の中で、認定適格資料と成るものは、資料3、4である。

また、保険者は、20歳前障害に^よ因る障害基礎年金の請求に^あいて初診日が確認出来る書類が添付出来ない場合の取扱いについて、明らかに20歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていた事を複数の第三者が証明したものを添付出来る^ときは、初診日を明らかにする書類として取り扱う事（年管管発1220第7号平成23年12月20日付け）としており、当該複数の第三者が証明した書類（以下「第三者証明書類」と^いう。）は資料2、7である。

- (10) 上記(9)で認定した認定適格資料の内、前記第5-1-で認定した[B]医師作成に^よ拠る診断書（以下、「当該診断書」と^いう。）に^よ拠ると、現在の病状又は状態像には「知能障害（遂行機能障害）」の記載が^あ在り、その具体的程度・症状では、W A I S - R

の下位検査にバラツキが在るものの、IQ値は、FIQ111、VIQ116、PIQ100と平均値に在る事から、本件に於ける初診日については、障害の原因と成った傷病名である「自閉症（ICD-10コード：F84）」の初診日を認定する事に成る。

(11) 当該診断書に拠れば、当該傷病のため初めて医師の診療を受けた日を「昭和41年頃」としているが、これは、平成24年〔某〕月〔某〕日に請求人本人が申立てしたものとしている。また、「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学、就労状況等、期間、その他参考と成る事項」に於いても、初診日を認定する事が出来る客観的な記述は無い。しかし、請求人が裁定請求書に添付した、前記第5-1-(2)で認定した第三者証明書類に拠ると、小学校時代の家庭教師であった〔A〕氏は、「1970年（昭和45年）からの2年間で彼は小学校3、4年生だったと思います。私が教育心理学を学んでいた関係で〔丙〕大学の情緒障害児のプレイセラピーを見学に行き、そこに治療のため通っていた「春男」と知り合い、家庭教師を頼まれました。週2回程彼の勉強を見たり、一緒に遊んだりしました。その当時は「情緒障害児」と言われ確かに健常児との違いは、はっきり確認出来ました。」と申立てしており、また、請求人が審査請求書に添付した、同第5-1-(7)で認定した第三者証明書類に拠ると、請求人の小学校時代の担任であった〔D〕氏は、「私は「春男」さんが小学校一年生（昭和44年）から四年生（昭和47年）迄学級担任をしていた者です。入学してきた「春男」さんは、既に「自閉症」と診断され、〔甲〕病院へ通院しているという事でした。」、「通常2箇年でクラス編制替をするのですが、二年生終了時、彼の安定のために、私は彼だけを伴って編制された新三・四年のクラス担任に成りました。」と申立てしている事から、具体的な初診日が何時であるかを特定する事は出来ないが、請求人が20歳到達前である小学生当時、当該傷病を発症し、〔甲〕病院に「情緒障害児」として治療を受けていた事は推認出来るものであり、請求人が裁定請求書及び同第5-1-(1)に記載している昭和41年4月〔某〕日を初診日と認めるのが相当である。

(12) 次に、裁定請求時に於ける請求人の当該傷病に因る障害の状態を検討し、判断する。

当該診断書に拠ると、現在の病状又は状態像は、「知的障害等（遂行機能障害）」、「発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、その他（処理速度遅い））」とし、その具体的程度・症状は、「○他者の立場に成って考える事は難しく、マイペースに成る○融通が利かなく、集団活動が難しい。○決められた単純作業は出来るが、速度が遅いため職場での注意を受ける。ジョブコーチが職場と本人との間に入っている(1)。○WAIS-R FIQ111 VIQ116 PIQ100、下位検査 知識・算数 絵画配列15 絵画完成9 類似9 符号3とバラツキが在る(2)。○注意を受けると「自分は駄目なんだ」と叫ぶ、自己肯定感が低い。○ストレートに自己表現出来ず、周囲が対応に苦慮する」としている。日常生活状況では、家庭及び社会生活についての全般的状況は、「母と2人暮らし、対人関係は自らは結ぶ

事は難しい。」としており、日常生活能力の判定（前記第5-1-(8)で認定した当審査官の照会に対する回答書の回答内容を採用する。）は、「身の清潔保持」、「金銭管理と買い物」、「他人との意思伝達及び対人関係」、「身の安全保持及び危機対応」、「社会性」は「（自発的且つ適正に行う事は出来ないが）助言や指導があれば出来る」とし、「適切な食事」、「通院と服薬（不要）」は「自発的に（おおむね）出来るが時には助言や指導を必要とする」としている。そして、日常生活能力の程度（同第5-1-(8)で認定した当審査官の照会に対する回答書の回答内容を採用する。）は、「(3) 精神障害（知的障害）を認め、家庭内での単純な日常生活は出来るが、時に応じて援助が必要である。」としている。また、現症時の就労状況では、仕事場での援助の状況や意思疎通の状況は「障害者施設で4×／月位パートで働いている 他者への暴言等コミュニケーションは執りにくい。」としている。

(13) これらの事を総合的に判断すると、裁定請求日に於ける請求人の当該傷病に因る障害の状態は、[B] 医師が、現症時の日常生活活動能力及び労働能力に於いて、「日常生活については、マイペースな生活が崩れなければ、ある程度生活出来る。支援は必要である。」、「労働能力においては、単純作業の繰り返しは出来るが出来るが融通が利かなく時間も掛かる。」と述べている事からも、上記(7)で示した2級の例示の程度に該当すると認める事は困難であり、同(2)で示した認定基準の3級の状態である「労働が制限を受けるか又は労働に制限を加える事を必要とする程度のもの」に該当すると認められるものの、2級の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加える事を必要とする程度のもの」に該当すると認める事は困難であり、もとより、それより重い1級に該当すると認める事も出来ない。

(14) そうすると、請求人の裁定請求を却下とした原処分は妥当では無いが、請求人に障害基礎年金を支給する事を認める事は出来ず、結果として、原処分を取り消す事は出来ない。

以上の理由に因って、主文の通り決定する。

平成25年 [某] 月 [某] 日

[所轄地] 厚生局社会保険審査官

[姓・名 略式職印]

（ 中 略（不服の場合の「再審査請求」の手続についての案内） ）

これは、謄本である。

平成25年〔某〕月〔某〕日

〔所轄地〕 厚生局社会保険審査官

〔姓・名 正式職印〕

【写本作成上の注】

- (1) 「春男」には主勤務先に就職してから凡そ半年の間、「ジョブコーチ」と称する指導員が当地の「障害者職業センター」から派遣される形で主勤務先との間に入っていた（現在は付いていない）。
- (2) 「乙」診療所に於ける知能検査の結果を羅列している。
- (3) 「春男」は佳羅電役に対し、「他者に対して暴言を吐いたりはしていない」旨を話している。恐らく、実際の書類提出者は「叫び」や「喚き」を「他者への暴言」と解釈したのだろう。
- (4) 実際の「倒産」（破産申請）は「平成18年(2006)夏」。
- (5) 正しくは、「前の日に配達された荷物」。郵便物では無い。
- (6) 「春男」が佳羅電役に対して話した事とは食い違いが見られる。恐らく、実際の書類提出者は障害年金支給へ少しでも有利に導くべく、多少、誇張を交えた表現を使ったのだろう。
- (7) 此处では個人情報保護の観点から省略したが、「春男」は前勤務先の破産に因る失職から障害年金受給の申請の時点迄の間、所得が少ない事を理由に国民年金の保険料の支払が免除されていた。